

科学技術イノベーション総合戦略2016
民間機関等における研究開発プロジェクト公募要綱(概要)

平成 28 年 9 月 16 日
内閣府(科学技術・イノベーション担当)

○ 公募の目的:

我が国は、医学・医療の進歩、栄養・衛生状態の改善、国民皆保険制度等社会保障の充実等の種々の努力により、世界一の長寿社会を実現する事が出来た。しかし、長寿化とは裏腹に、先進国の中でも特に急速な少子化^(※1)の進行によって高齢化が相対的に顕著となってしまう結果、現在、我が国は、国際連合の高齢化社会の水準の3倍を超える、いわゆる超高齢社会^(※2)となっている。

これらの社会状況に起因して、労働力の低下、社会保障費の増大等の社会課題の深刻化に加え、国民生活の現場でのこれらの課題に端を発した新たな副次的課題の発生や、これらに関連する多種多様な不満や要求も派生している。

このような状況を鑑み、多彩な対応策の開発と整備、柔軟な課題解決能力を確保する一環として、民間企業が独自の着想(アイデア)に基づき発案した科学技術イノベーション総合戦略 2016 の対象領域に資する研究開発プロジェクトを広く公募、及び認定を行うことを通じて、企業が有する知的創造能力の活性化に加え、潜在能力の覚醒を促すことで、社会課題解決の多彩かつ柔軟な対策の核となる研究開発力の強化を図ると共に、これらの知の集約を行うことを目的とする。

(※1) 少子化：人口学において少子化とは、合計特殊出生率が人口置換水準を長期間下回っている状況のことをいう。我が国の平成 26 年の合計特殊出生率は 1.42 となっており、昭和 49 年(1974 年)以降 2.1 を下回っている。(合計特殊出生率：女性 1 人が生涯に出産する子供の人数のことを指す。人口置換水準：ある死亡の水準の下で、人口が長期的に増えも減りもせずに一定となる出生の水準の事を指す。国際連合の先進諸国の人口置換水準を 2.1 と推計している。)

(※2) いわゆる 超高齢社会：65 歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率が 7%以上を国際連合の報告書では、「高齢化社会」と定義(日本は、昭和 45 年(1970 年)に 7%を超えている。)、この水準の倍の 14%以上を高齢社会と称している。なお、国際連合の高齢化社会の水準の 3 倍の 21%超をいわゆる超高齢社会と言われている。平成 27 年 10 月 1 日現在の我が国の高齢化率は、26.7%である。

○ 応募資格:

民間企業(民間が出資・経営する企業)の他、社団法人、財団法人、医療法人、NPO法人等の法人格を有する民間の機関を広く対象とする。

○ 募集期間:

平成 28 年 10 月 1 日(土曜日)～平成 28 年 11 月 30 日(水曜日)

○ 対象領域:公募の対象となる研究開発プロジェクト領域

科学技術イノベーション総合戦略 2016(平成 28 年 5 月 24 日閣議決定)

第 2 章 経済・社会的課題への対応

(1)持続的な成長と地域社会の自律的な発展

Ⅱ 超高齢化・人口減少社会等に対応する持続可能な社会の実現

iii)健康立国のための地域における人とくらしシステム

(「地域包括ケアシステムの推進」等)

(「<http://www8.cao.go.jp/cstp/sogosenryaku/2016.html>」参照)

○ 認定等：

原則として対象領域の趣旨への合致の可否を科学技術・イノベーション会議重要課題専門調査会「地域における人とくらしのワーキンググループ」（以下「WG」という。）で判断し、合致された全ての研究開発プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）を認定する。

なお、認定されたプロジェクトの内からWG構成員等が特に重要と判断したものを、別途選出を行うこととする。

○ 認定期間：

原則、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

○ 認定審査の項目：

総合戦略 2016「重きを置くべき施策」として認定の審査は、対象領域との関連性等の観点を中心に新規認定時、及び継続認定時に行う。

なお、プロジェクト終了時には、科学技術の発展、社会課題解決等への活用を目的に、認定者の任意による報告に基づき得られた知識等の蓄積等を進める。

○ 審査結果等の通知及び公表：

総合戦略 2016「重きを置くべき施策」として認定されたプロジェクトは、決定後、事務手続きを経て速やかに応募者に対して文書により通知し、内閣府ホームページ等で公表を行う。

WG構成員が選出したプロジェクトについては、プロジェクト実施者の意向に基づき、WG等でのプロジェクトの発表、WG構成員からのプロジェクト実施に当たっての助言等を必要に応じて行う。

○ 対象経費：

今回の公募で内閣府（科学技術・イノベーション担当）は、プロジェクトの運営等に係る経費に対する助成金、補助金等の支給等を行わない。

○ 提出された情報の公開、保護等：

提出された書類等（電子的に作成・記録されたものを含む。）については、漏洩、搾取、盗難等に十分配慮し慎重に取り扱う。なお、情報（知的財産等含む。）保全のため認定等審査のために開催されるWGの会議は、非公開とする。

情報公開等に対しては、応募されたプロジェクトに関する情報のうちプロジェクト名、プロジェクト概要、応募者名、所属機関、実施予定期間は、原則公開とする。ただし、それ以外の情報については、その公開あたってプロジェクト実施者の公開の可否についての意思を確認した上で、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、対応を行う。

○ 提案事前登録用 URL ： <https://form.cao.go.jp/cstp/opinion-0210.html>

○ 事務局：

内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
重要課題達成担当参事官（人・くらし担当）付
〒100-8914 東京都千代田区永田町1丁目6番1号 中央合同庁舎第8号館6階
代表電話番号：(03)5253-2111 / FAX 番号：(03)3581-9969